

2017年3月15日

国立市議会議長 中川 喜美代 様

提出者 上村 和子

〃 藤田 貴裕

〃 重松 朋宏

〃 尾張美也子

賛成者 関口 博

議案の提出について

議員提出第 2 号議案

**性暴力に対する罰則強化の刑法改正案に、もう1歩当事者の声を
反映させることを求める意見書（案）**

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

性暴力に対する罰則強化の刑法改正案に、もう1歩当事者の声を 反映させることを求める意見書(案)

2017年3月7日、政府は、性犯罪に対する罰則を強化した刑法改正案を閣議決定、現在会期中の通常国会に上程が予定されています。

性犯罪は人格の尊厳を踏みにじる深刻な人権侵害ですが、1907年の刑法制定以来、大きな改定は行われておらず、被害者やその支援者などの声を受けた法務省が検討を進め、今国会への提出となりました。

改正案では、「強姦罪」を「強制的性交等罪」に改め、法定刑の下限を懲役3年以上から5年以上に引き上げる、被害者を「女子」以外にも拡大、男性の場合や性交の類似行為も対象になり、被害者の告訴がないと起訴できない「親告罪」規定を外すなど、1歩前進に向けて、今国会での成立が待たれます。

しかし、改正を求めて活動している性暴力被害者の自助グループなど4団体でつくる「刑法性犯罪を変えよう！プロジェクト」は、今国会での改正を期待する一方で、現行法の「暴行脅迫要件」が残っていることで、実態との隔たりがあるとして、一層の見直しをとの声をあげています。

「暴行脅迫要件」とは「相手の抵抗を著しく困難にするほどの暴行や脅迫」を用いた場合にのみ限って処罰できると解釈される規定で、その立証が難しく、被害者が泣き寝入りせざるを得ないケースがたびたび指摘されてきました。

被害者が恐怖や力関係の差で抵抗できない状況に追い込まれることが大いにあり得ることは既に認知されていることではないでしょうか。

抵抗したいのに抵抗できなかったことで自分を責め続ける被害者も多く存在します。

よって、国立市議会として、もう1歩、性暴力の構造や実態を踏まえ、当事者の切なる声を反映した刑法改正となることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

2017年3月 日

東京都国立市議会

提出先 内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長